

運転免許証の更新手続きについて

手続できる期間	免許証の有効期間が満了する年の誕生日の1か月前から誕生日の1か月後までの2か月間 (例) 4月1日が誕生日の方 3月1日(1か月前)～4月1日(誕生日)～5月1日(免許証記載の有効期間の末日)	
	手続場所	運転免許センター
受付時間等	月曜日から金曜日及び 日曜日 ※ 土曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は手続ができません。	月曜日から金曜日(平日のみ) ※ 土曜日・日曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は手続ができません。
	午前8:30～9:30 午後1:00～1:50	午前9:00～12:00 午後1:00～4:00
		※ 秋田市内の3警察署(秋田中央署・秋田臨港署・秋田東署)では更新手続ができませんので、秋田市にお住まいの方は運転免許センターで手続をしてください。
交付	即日交付	後日交付(約3週間後)
必要なもの	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 更新連絡書(はがき) ※ ない場合でも手続はできます。 ※ 免許センターで更新手続する場合は写真不要です。 ただし、持参した写真で免許証を作成することもできますので、希望する場合は写真1枚が必要となります。	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 更新連絡書(はがき) ※ ない場合でも手続はできます。 <input type="checkbox"/> 申請用写真1枚 ※ 縦3cm×横2.4cm、無帽、正面、上三分身、無背景のもので申請前6か月以内に撮影したもの ※ 警察署で手続をされる方は、申請用写真で免許証を作成しますので、明るく、鮮明な写真を持参してください。 ※ 警察署において写真撮影できる場合がありますので、希望される方は、事前に警察署の免許更新窓口までお問い合わせください。
	※ 写真の詳細については 写真の基準 を参照してください。	
	【更新期間が満了する日の年齢が70歳以上の方】 <input type="checkbox"/> 高齢者講習終了証明書	
	【更新期間が満了する日の年齢が75歳以上の方】 <input type="checkbox"/> 高齢者講習終了証明書 <input type="checkbox"/> 認知機能検査結果通知書 <input type="checkbox"/> 運転技能検査受検結果証明書(該当する方のみ)	
※ 更新と同時に住所等の変更を行う場合 【住所のみ変更する場合】 <input type="checkbox"/> 住民票(コピーは不可) 又は <input type="checkbox"/> 新しい住所を確認できる書類(いずれも申請者の氏名及び住所が記載されたもので、コピーは不可) <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカード ・ 電気、ガス、水道、電話(携帯電話含む)の領収書、請求書等 ・ 官公庁が発行した通知書等 ・ 健康保険証(住所が印刷されているもの) ・ 郵便物(申請者が宛名となっているもの) 等を提示していただきます。		

【本籍・氏名を変更する場合、又は生年月日を修正する場合】

- 住民票（本籍が記載されているもの）を提出していただきます。（コピーは不可）
- ※ 本籍が省略されている住民票では受理できませんのでご注意願います。
- ※ 外国人の方は、国籍の記載された住民票を提出していただきます。
住民票が交付されない方は、旅券、在留カードなどを確認させていただきます。
- ※ 氏名のみ変更の場合は、新しい氏名が記載されているマイナンバーカードでも手続をすることができます。

【免許証に旧姓の記載を希望する場合】

- 旧姓が記載された住民票又はマイナンバーカード

※ 更新期間中で免許証を紛失された方は

更新期間中で免許証をなくした方は、更新と同時に再交付手続をすることができますが、次の書類が必要になります。

- 申請用写真 1 枚
- 本人確認ができる書類
（マイナンバーカード、保険証、パスポート等）
- 住所等変更がある場合は、上記の書類等
- ※ **県外**からの住所変更がある場合（秋田県以外の住所のまま紛失した場合）は、日曜日の更新手続はできません。
平日のみの手続となりますのでご注意ください。

【期間前更新について】

海外渡航、入院、出産等のやむを得ない理由がある場合は、更新期間前に手続することができます。

手続には通常の更新手続に必要なもののほかに、やむを得ない理由を証明する次の書類が必要になります。

- パスポート、出張証明書、入院証明書（治療計画書）、母子手帳等でいずれも原本をお持ちください。
- ※ 期間前更新をする場合の有効期間は、通常の更新期間に手続するよりも短くなりますのでご了承ください。

【経由更新について】

住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会を経由して更新を行う経由更新については、経由更新手続のページを参照してください。

<手数料等>

区分	優良運転者講習 に該当する方	一般運転者講習 に該当する方	違反・初心運転者講習 に該当する方
講習時間	30分	60分	120分
更新手数料	2,500円	2,500円	2,500円
講習手数料	500円	800円	1,350円
計	3,000円	3,300円	3,850円

お問い合わせ先
 運転免許センター TEL 018-824-3738
 または最寄りの警察署（免許受付）まで